

工事請負契約の変更理由等
(契約金額の変更を伴うもの)

(発注担当課：下水道施設課)

1 工 事 名 : 30-9 公共大谷本郷 (補) 汚水管渠築造工事

2 工事場所 : 上尾市大字大谷本郷地内

3 工 種 : 土木一式工事
(建設業法上の28分類)

4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	平成 30年 9月 20日から 平成 31年 2月 15日まで	平成 30年 9月 20日から 平成 31年 2月 22日まで
契約金額 (税込)	22,443,480円	23,269,680円
工事概要	工事延長 291.4m 管渠布設工 (リブ付硬質塩化ビニル管 φ200mm) 277.9m 組立1号マンホール設置工 8箇所 塩ビマンホール設置工 6箇所	工事延長 308.4m 管渠布設工 (リブ付硬質塩化ビニル管 φ200mm) 275.8m 組立1号マンホール設置工 9箇所 塩ビマンホール設置工 7箇所 (新規)取付管部管布設工 (φ150mm) 1式

5 変更理由

本工事において、下記理由により変更する。

- ・地権者が希望する取付管設置箇所において、別路線からの取付を希望していることから管渠布設及び塩ビ人孔を追加する必要が生じたため。
- ・狭隘道路であり、地下埋設物が錯綜していたため、線形を変更し、1号人孔の追加及び位置を変更。
- ・隣接工事との迂回路調整により、あわせて工期を延期する。

注) 本様式は、全ての変更契約の起案書に添付すること。なお、契約金額が 250 万円を超える工事で契約金額の変更を伴うものについては、法に基づき公表するので、このファイルを契約検査課に提出すること。